

## 別紙

○法務省令第 号

不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百二十二条及び第二百五十条、供託法（明治三十二年法律第十五号）第二条、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四百八条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第十四条、動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十四条並びに法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第七十八号）第十六条の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二章 登記記録等</p> <p>第一節 登記記録</p> <p>(登記簿の調製方法)</p> <p>第三条の二 登記簿は、登記記録の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するものとする。</p> <p>(閲覧の方法)</p> <p>第二百二条 地図等又は登記簿の附属書類の閲覧は、登記官(その指定する職員を含む。第三項において同じ。)の面前でさせるものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 登記官は、法第二百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。</p> <p>(調書等の閲覧の方法)</p> <p>第二百二十八条 法第四百一条第一項の規定による調書又は資料の閲覧</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>(閲覧の方法)</p> <p>第二百二条 地図等又は登記簿の附属書類の閲覧は、登記官又はその指定する職員の面前でさせるものとする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(調書等の閲覧の方法)</p> <p>第二百二十八条 法第四百一条第一項の規定による調書又は資料の閲覧</p>

は、筆界特定登記官（その指定する職員を含む。次項において同じ。）の面前でさせるものとする。

2|| 筆界特定登記官は、法第四百四十一条第一項の規定による調書又は資料の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して筆界特定登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧させることができる。

3|| 「略」

（準用）

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百十條第二項及び第二百一十條第二項」とあるのは「法第四百九條第二項」と、「法第二百一十條第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは「法第四百九條第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三条第一項中「法第一百九條第

は、筆界特定登記官又はその指定する職員の面前でさせるものとする。

「項を加える。」

2|| 「同上」

（準用）

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百十條第二項及び第二百一十條第二項」とあるのは「法第四百九條第二項」と、第二百三条第一項中「法第一百九條第一項及び第二項、第二百十條第一項及び第二項並びに第二百一十條第一項から第四項まで」とあるのは「法第四百九條第一項及び第二項」

一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百二十一条第一項から第四項まで」とあるのは「法第四百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四十一条第一項中「第九百九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九百九十七条第六項（第二百三条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十一条第三項」と読み替えるものとする。

と、第二百四十一条第一項中「第九百九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九百九十七条第六項（第二百三条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十一条第三項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(供託規則の一部改正)

第二条 供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金銭供託元帳等)</p> <p>第四条 金銭供託元帳、有価証券供託元帳及び振替国債供託元帳は、その記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて会計年度ごとに調製しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(保存期間)</p> <p>第十条 供託官は、供託に関する書類(電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体を含む。次条及び第十二条において同じ。)及び帳簿を、次の区別に従つて保存しなければならない。</p> <p>一 一〇 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(金銭供託元帳等)</p> <p>第四条 金銭供託元帳、有価証券供託元帳及び振替国債供託元帳は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)をもつて会計年度ごとに調製しなければならない。</p> <p>2・3 [同上]</p> <p>(保存期間)</p> <p>第十条 供託官は、供託に関する書類(磁気ディスクをもつて調製した記録及び電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を含む。次条及び第十二条において同じ。)及び帳簿を、次の区別に従つて保存しなければならない。</p> <p>一 一〇 [同上]</p> <p>2 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(供託書正本の調製等)</p> <p>第十三条の二 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該供託書に記載された事項を当該事項の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製する副本ファイルに記録すること。</p>
	<p>(供託書正本の調製等)</p> <p>第十三条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該供託書に記載された事項を磁気ディスクをもつて調製する副本ファイルに記録すること。</p>



(商業登記規則の一部改正)

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登記簿の調製方法)</p> <p>第一条の三 登記簿は、登記記録の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するものとする。</p> <p>(印鑑の提出等)</p> <p>第九条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 提出のあつた印鑑及び被証明事項は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録する。</p> <p>7～14 [略]</p> <p>(閲覧)</p> <p>第三十二条 登記簿の附属書類の閲覧は、登記官(その指定する職員を含む。次項において同じ。)の面前でさせなければならない。</p> <p>2 登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(印鑑の提出等)</p> <p>第九条 [同上]</p> <p>2～5 [同上]</p> <p>6 提出のあつた印鑑及び被証明事項は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することのできる物を含む。以下同じ。)に記録する。</p> <p>7～14 [同上]</p> <p>(閲覧)</p> <p>第三十二条 登記簿の附属書類の閲覧は、登記官の面前でさせなければならない。</p> <p>「項を加える。」</p>

び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて閲覧をさせることができる。

3|| 「略」

(電子証明書による証明の請求)

第三十三条の六 「略」

2||3 「略」

4 第一項の電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録媒体に記録して提出しなければならない。

一||二 「略」

5||8 「略」

(電子証明書ファイル)

第三十三条の九 電子認証登記所の登記官は、前条第一項の規定による送信をしたときは、同条第二項に掲げる事項を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製された電子証明書ファイルに記録しなければならない。

2|| 「同上」

(電子証明書による証明の請求)

第三十三条の六 「略」

2||3 「略」

4 第一項の電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録して提出しなければならない。

一||二 「略」

5||8 「略」

(電子証明書ファイル)

第三十三条の九 電子認証登記所の登記官は、前条第一項の規定による送信をしたときは、同条第二項に掲げる事項を磁気ディスクをもつて調製された電子証明書ファイルに記録しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登記情報の調製方法)</p> <p>第一条 法第二条第一項の登記情報は、登記記録の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製されたものに記録されている情報を含むものとする。</p> <p>第一条の二 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第一条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(動産・債権譲渡登記規則の一部改正)

第五条 動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の持出禁止)</p> <p>第一条 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル並びに登記申請書等(登記申請書、動産・債権譲渡登記令(以下「令」という。))第八号各号に掲げる書面、第十三条第一項及び第二項に掲げる書面並びに第二十七条第二項の電磁的記録媒体の記録をいう。以下同じ。)、令第七条第一項及び第十四条第三項の電磁的記録媒体の記録は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記申請書等、令第七条第一項又は第十四条第三項の電磁的記録媒体の記録については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(裁判所への登記申請書等の送付)</p> <p>第二条 裁判所から登記申請書等、令第七条第一項又は第十四条第三項の電磁的記録媒体の記録を送付すべき命令又は嘱託があつたときは、登記官は、その関係がある部分に限り、送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(動産譲渡登記ファイル等の調製方法)</p> <p>第三条の二 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに登記事項概要ファイルは、その記録に係る電子計算機に備えられたファイル</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の持出禁止)</p> <p>第一条 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル並びに登記申請書等(登記申請書、動産・債権譲渡登記令(以下「令」という。))第八号各号に掲げる書面、第十三条第一項及び第二項に掲げる書面並びに第二十七条第二項の磁気ディスクの記録をいう。以下同じ。)、令第七条第一項の電磁的記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。))及び第十四条第三項の磁気ディスクの記録は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記申請書等、電磁的記録媒体又は第十四条第三項の磁気ディスクの記録については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(裁判所への登記申請書等の送付)</p> <p>第二条 裁判所から登記申請書等、電磁的記録媒体又は第十四条第三項の磁気ディスクの記録を送付すべき命令又は嘱託があつたときは、登記官は、その関係がある部分に限り、送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

又は電磁的記録媒体をもって調製するものとする。

(帳簿)

第五条 「略」

2・3 「略」

4 次の各号に掲げる記録、帳簿、書類又は令第七条第一項の電磁的記録媒体（以下「記録等」という。）の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一～五 「略」

六 令第七条第一項及び第十四条第三項の電磁的記録媒体の記録 受付の日から一年間

七～十七 「略」

(登記申請書及び令第七条第一項の電磁的記録媒体の送付の方法)

第十条 登記の申請をしようとする者が登記申請書及びその添付書面並びに令第七条第一項の電磁的記録媒体を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによらなければならない。

(帳簿)

第五条 「同上」

2・3 「同上」

4 次の各号に掲げる記録、帳簿、書類又は電磁的記録媒体（以下「記録等」という。）の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一～五 「同上」

六 電磁的記録媒体及び第十四条第三項の磁気ディスクの記録 受付の日から一年間

七～十七 「同上」

(登記申請書及び電磁的記録媒体の送付の方法)

第十条 登記の申請をしようとする者が登記申請書及びその添付書面並びに電磁的記録媒体を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによらなければならない。



(令第七条第一項の電磁的記録媒体の構造)

第十一条 令第七条第一項の電磁的記録媒体の構造は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクとする。

(令第七条第一項の電磁的記録媒体の記録事項等)

第十二条 「略」

2 令第七条第一項の電磁的記録媒体には、令第七条第三項の方式に従い、同項各号に掲げる事項以外の事項であつて、譲渡に係る動産の名称、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の弁済期その他の当該動産又は債権を特定するために有益なものを記録することができる。

3 令第七条第一項の電磁的記録媒体には、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）及び申請の年月日を記載した書面をはり付けなければならない。

4 「略」

(登記申請書の受付)

第十四条 令第九条の受付は、電磁的記録媒体をもって調製する受付帳に登記の種類、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）、受付の年月日及び受付番号を記録し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載してしなければならない。

(電磁的記録媒体の構造)

第十一条 電磁的記録媒体の構造は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクとする。

(電磁的記録媒体の記録事項等)

第十二条 「同上」

2 電磁的記録媒体には、令第七条第三項の方式に従い、同項各号に掲げる事項以外の事項であつて、譲渡に係る動産の名称、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の弁済期その他の当該動産又は債権を特定するために有益なものを記録することができる。

3 電磁的記録媒体には、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）及び申請の年月日を記載した書面をはり付けなければならない。

4 「同上」

(登記申請書の受付)

第十四条 令第九条の受付は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する受付帳に登記の種類、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）、受付の年月日及び受付番号を記録し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載してなければならない。

2 「略」

3 登記官は、令第七条第五項の登記申請書の受付をしたときは、遅滞なく、令第十八条第一項の規定による閲覧に供するため、令第七条第三項各号に掲げる事項及び第十二条第二項に規定する事項に係る情報を電磁的記録媒体に記録しなければならない。

(登記の方法)

第十六条 「略」

一 「略」

二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等にあつては、第十二条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定により電磁的記録媒体等（令第七条第一項の電磁的記録媒体又は電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項

三・四 「略」

2 「略」

(登記申請の方法)

第二十六条 第二十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、登記申請書及び令第七条第一項の電磁的記録媒体の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報に商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十条の四に定める措置を講じたものを送信しなければならない。

2 「同上」

3 登記官は、令第七条第五項の登記申請書の受付をしたときは、遅滞なく、令第十八条第一項の規定による閲覧に供するため、令第七条第三項各号に掲げる事項及び第十二条第二項に規定する事項に係る情報を磁気ディスクに記録しなければならない。

(登記の方法)

第十六条 「同上」

一 「同上」

二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等にあつては、第十二条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定により電磁的記録媒体等（電磁的記録媒体又は電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項

三・四 「同上」

2 「同上」

(登記申請の方法)

第二十六条 第二十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、登記申請書及び電磁的記録媒体の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報に商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信しなければならない。

一〇三 「略」

2〇7 「略」

(登記手続の特則)

第二十七条 「略」

2 登記官は、前項の申請について受付をしたときは、遅滞なく、令第十八条第一項の規定による閲覧に供するため、前条第一項から第四項までの情報を電磁的記録媒体に記録しなければならない。

3 第一項の申請について登記をする場合における第十六条第一項第二号の規定の適用については、同号中「同条第二項の規定により電磁的記録媒体等（令第七条第一項の電磁的記録媒体又は電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項」とあるのは、「第二十六条第二項の規定により併せて送信された情報の内容とされた事項」とする。

(登記申請書等の閲覧の申請書の添付書面等)

第三十二条 「略」

2 「略」

3 令第十八条第一項の規定による第二十六条第一項から第四項までの情報の閲覧は、第二十七条第二項の電磁的記録媒体の記録を前項の大きさの用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。この場合については、令第十八条第五項後段の規定を準用する。

一〇三 「同上」

2〇7 「同上」

(登記手続の特則)

第二十七条 「同上」

2 登記官は、前項の申請について受付をしたときは、遅滞なく、令第十八条第一項の規定による閲覧に供するため、前条第一項から第四項までの情報を磁気ディスクに記録しなければならない。

3 第一項の申請について登記をする場合における第十六条第一項第二号の規定の適用については、同号中「同条第二項の規定により電磁的記録媒体等（電磁的記録媒体又は電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項」とあるのは、「第二十六条第二項の規定により併せて送信された情報の内容とされた事項」とする。

(登記申請書等の閲覧の申請書の添付書面等)

第三十二条 「同上」

2 「同上」

3 令第十八条第一項の規定による第二十六条第一項から第四項までの情報の閲覧は、第二十七条第二項の磁気ディスクの記録を前項の大きさの用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。この場合については、令第十八条第五項後段の規定を準用する。

<p>(登記申請書等の閲覧の方法)</p> <p>第三十二条の二 登記申請書等の閲覧は、登記官(その指定する職員を含む。次項において同じ。)の面前でさせるものとする。</p> <p>2   登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。</p>	<p>(登記申請書等の閲覧の方法)</p> <p>第三十二条の二 登記申請書等の閲覧は、登記官の面前でさせるものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部改正)

第六条 法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	<p>(遺言書保管ファイルの調製方法)</p> <p>第二条の二 遺言書保管ファイルは、その記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するものとする。</p>
改正前	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(抵当証券法施行細則の一部改正)

第七条 抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(閲覧の方法) 第十四条 「略」</p> <p>2 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百二条第三項ノ規定ハ前項ノ抵当証券控又ハ附属書類ノ閲覧ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同項中「法第二百二条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」トアルハ「抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する法第二百二条第三項又は第四項の規定による抵当証券の控え及びその附属書類」ト読替フルモノトス</p>	<p>(閲覧の方法) 第十四条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



(鉦害賠償登録規則の一部改正)

第八条 鉦害賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(不動産登記規則の準用)</p> <p>第十六条 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二十九条、第三十一条第三項並びに第二百二条第一項及び第三項の規定は、登録に関する帳簿について準用する。この場合において、同令第二十九条中「登記」とあるのは「登録」と、第三十一条第三項及び第二百二条第一項中「登記簿」とあるのは「登録簿」と、同条第三項中「法第二百二条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは「<u>鉦害賠償登録令</u>第八条第一項の規定による登録簿若しくはその附属書類」と読み替えるものとする。</p>	<p>(不動産登記規則の準用)</p> <p>第十六条 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二十九条、第三十一条第三項及び第二百二条第一項の規定は、登録に関する帳簿について準用する。この場合において、同令第二十九条中「登記」とあるのは「登録」と、第三十一条第三項及び第二百二条第一項中「登記簿」とあるのは「<u>登録簿</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(各種法人等登記規則の一部改正)

第九条 各種法人等登記規則(昭和三十九年法務省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則等の準用)

第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第二項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二号まで、第二十七条から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号第二項、第五十八号から第六十号まで、第七十五号、第九十八号から第百四条まで、第百五条の二から第百九号まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四号から第百十八号までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六号第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五号から第六十八号まで、第七十号から第七十四号まで、第七十六号から第七十八号まで、第八十号から第八十一条の二まで、第百十号並びに第百十三号の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三号、第九十四号第二項、第九十五号、第九十六号第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七号の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第二項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第九十六号第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「

改正前

(商業登記規則等の準用)

第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第二項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三号から第二十二号まで、第二十七条から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号第二項、第五十八号から第六十号まで、第七十五号、第九十八号から第百四条まで、第百五条の二から第百九号まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四号から第百十八号までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六号第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五号から第六十八号まで、第七十号から第七十四号まで、第七十六号から第七十八号まで、第八十号から第八十一条の二まで、第百十号並びに第百十三号の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三号、第九十四号第二項、第九十五号、第九十六号第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七号の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第二項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第九十六号第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「

備考 表中の「」の記載は注記である。	は「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。  清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。
--------------------	--

(特定目的会社登記規則の一部改正)

第十条 特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第五十八條から第六十條まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十四條、第七十五條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十三條、第九十八條から第百四條まで、第百五條の二から第百九條まで、第百十一條、第百十二條、第百十四條、第百十七條並びに第百十八條の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三條中「会社法第九百三十三條第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四條第四項（同法第百四十四條第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

改正前

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第五十八條から第六十條まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十四條、第七十五條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十三條、第九十八條から第百四條まで、第百五條の二から第百九條まで、第百十一條、第百十二條、第百十四條、第百十七條並びに第百十八條の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三條中「会社法第九百三十三條第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四條第四項（同法第百四十四條第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。



(投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正)

第十一条 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則(平成十年法務省令第四十七号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第八条 商業登記規則第一条の二第二項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二條第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第二項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二條第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第八条 商業登記規則第一条の二第二項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二條第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第二項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二條第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定め</p>

定める事項を含む。」と、同規則第九条第九項中「後见人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第一百一条第二項中「後见人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

る事項を含む。」と、同規則第九条第九項中「後见人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第一百一条第二項中「後见人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資法人登記規則の一部改正)

第十二条 投資法人登記規則(平成十年法務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第六十一條第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條、第六十八條、第七十條、第七十二條第一項第一号及び第二項、第七十四條、第七十五條、第七十七條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十八條から第一百四條まで、第一百五條の二から第一百十二條まで、第一百四條、第一百七條並びに第一百十八條の規定は、投資法人の登記について準用する。</p> <p>この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第六十一條第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條、第六十八條、第七十條、第七十二條第一項第一号及び第二項、第七十四條、第七十五條、第七十七條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十八條から第一百四條まで、第一百五條の二から第一百十二條まで、第一百四條、第一百七條並びに第一百十八條の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(船舶登記規則の一部改正)

第十三条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

(不動産登記規則の準用)

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6))を除く。  
 )、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第一百六十八号(第一項を除く。)、第一百六十九号(第一項を除く。)、第一百七十条、第一百七十五条、第七十六号(第三項を除く。)、第七十八号から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く。)から第八十二条の二まで、第八十三号第一項第二号、第二項及び第四項、第八十四条から第八十八号まで、第八十九条(第一項を除く。)、第九十条から第九十二条まで、第九十六号第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八号、第二百二条第一項及び第三項並

改正前

(不動産登記規則の準用)

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八号第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6))を除く。  
 )、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第一百四十八号から第一百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第一百六十八号(第一項を除く。)、第一百六十九号(第一項を除く。)、第一百七十条、第一百七十五条、第七十六号(第三項を除く。)、第七十八号から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く。)から第八十二条の二まで、第八十三号第一項第二号、第二項及び第四項、第八十四条から第八十八号まで、第八十九条(第一項を除く。)、第九十条から第九十二条まで、第九十六号第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八号、第二百二条第一項並びに第四章第三節(第二





備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「略」	二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。 ）及び第 二百二条の第十二第二項（第 二百二条の十五第七項及び 第二百二条の十六第六項に おいて準用する場合を含む
-----	---

「同上」	
------	--

[

(農業用動産抵当登記規則の一部改正)

第十四条 農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ及びロを除く。)、第四十八条(農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記(信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。))を申請する場合にあつては、第四十八条第五号を除く。)、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四四十六条、第四百四十八条から第四百五十五条まで、第六六十三号から第六六十六号まで、第六六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第六六十八号(第一項を除く。)、第六六十九号(第一項を除く。)、第六七十号、第七十五条、第七十六条(第三項を除く。)、第七十七条、第七十九号、第八十一条(第二項第三号を除く。))から第八十二条の二まで、第八十三号第一項第二号及び第二項、第八十五号、第八十六

改正前

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第五条から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ及びロを除く。)、第四十八条(農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記(信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。))を申請する場合にあつては、第四十八条第五号を除く。)、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四四十六条、第四百四十八条から第四百五十五条まで、第六六十三号から第六六十六号まで、第六六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第六六十八号(第一項を除く。)、第六六十九号(第一項を除く。)、第六七十号、第七十五条、第七十六条(第三項を除く。)、第七十七条、第七十九号、第八十一条(第二項第三号を除く。))から第八十二条の二まで、第八十三号第一項第二号及び第二項、第八十五号、第八十六



[略]	<p>条の四第 二項（第 二百二条 の十五第 三項にお いて準用 する場合 を含む。 ）及び第 二百二条 の十二第 二項（第 二百二条 の十五第 七項及び 第二百二 条の十六 第六項に おいて準 用する場 合を含む 。）</p>
-----	--

[同上]	
------	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(建設機械登記規則の一部改正)

第十五条 建設機械登記規則(平成十七年法務省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。



## 改正後

## (不動産登記規則の準用)

第三十五条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第一百六十八条(第一項を除く。)、第一百六十九条(第一項を除く。)、第一百七十条、第一百七十五条、第一百七十六条(第三項を除く。)、第一百七十七条から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く。)から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八十五条から第八十八条まで、第八十九条(第一項を除く。)、第九十条から第九十二条まで、第二百二条第一項及び第三項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百

## 改正前

## (不動産登記規則の準用)

第三十五条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第一百六十八条(第一項を除く。)、第一百六十九条(第一項を除く。)、第一百七十条、第一百七十五条、第一百七十六条(第三項を除く。)、第一百七十七条から第八十一条(第二項第三号を除く。)から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八十五条から第八十八条まで、第八十九条(第一項を除く。)、第九十条から第九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百

条、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	「略」	「略」
第八十条 第五号第一 項第一号 イ	「略」	「略」
第二十二 条第三項	法第二百一十一条第三項又は第 四項	建設機械登記令第十四条 第一項又は第二項
第二十三 条第一項	「略」	
「略」		

及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	「同上」	「同上」
「同上」		
「同上」	「項を加える。」	
「同上」		
「同上」		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(限定責任信託登記規則の一部改正)

第十六条 限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第八条 商業登記規則第一条の二第二項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十号まで、第十一条、第十三条から第十八号まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第十二条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十条から第九十四条まで、第九十五条の二から第九十九条まで、第一百十一条、第一百十七号並びに第一百十八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあ</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第八条 商業登記規則第一条の二第二項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十号まで、第十一条、第十三条から第十八号まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第十二条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十条から第九十四条まで、第九十五条の二から第九十九条まで、第一百十一条、第一百十七号並びに第一百十八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるの</p>

るのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第一百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後见人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二條第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三條の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十條第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一條第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一條の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人）をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称

は「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第一百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後见人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二條第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三條の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十條第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一條第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一條の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人）をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及

称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(一般社団法人等登記規則の一部改正)

第十七条 一般社団法人等登記規則(平成二十年法務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)、第三項、第四項、第五項(第二号から第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十

改正前

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)、第三項、第四項、第五項(第二号から第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年



八年法律第四十八号)第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第三百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時執行役、取締役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは

法律第四十八号)第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第三百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理

「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一十二条第二項第十三号又は第三百一十二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第四百四十九条第一項本文、第二百一十二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百一十三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十条又は第二百一十四条」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「清算人を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」

事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一十二条第二項第十三号又は第三百一十二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第四百四十九条第一項本文、第二百一十二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百一十三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十条又は第二百一十四条」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「清算人を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあ

とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第二項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第四百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算人である旨の」と、同規則第三百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第二項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第四百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算人である旨の」と、同規則第三百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く。）、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定（船舶登記規則第四十九条中「、第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「、第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十五条の改正規定（建設機械登記規則第三十五条中「、第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）並びに第十六条及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。